

議案第一号

三朝町取戻の給与に關する條例の一部を次のように改正するものとする。

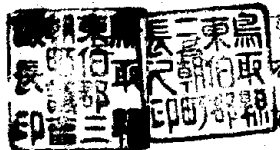
昭和三十一年一月十七日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和三十一年一月十七日議決

三朝町議會議長 天 野 康

原案可決



三朝町職員の給与に關する條例の一部を改正する條例

三朝町取戻の給与に關する條例へ三朝町條例第二十五号の一節を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附 則

1. この條例は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月十五日から適用する。
2. 改正後の取戻の給与に關する條例第二十条第二項の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるは「百分の百五十」とえ、百分の二百をこえない範囲内において町長が定める割合と読み替えるものとする。

3. 昭和三十年十二月十五日に支給すべき期末手当の額のうち改正前の取戻の給与に關する條例第二十条第二項の規定により算出したその額をこえる部分については、同日から三十日以内に支給するものとする。